

監 査 報 告 書

令和8年6月11日

学校法人佛教教育学園
理 事 会 御 中

学校法人佛教教育学園

監事 篠 原 正 典

監事 置 田 文 夫

私たち学校法人佛教教育学園の監事は、私立学校法第52条及び寄附行為第28条の定めに基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人佛教教育学園の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況に関し、監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（私立学校法施行規則37条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ①事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上